

# Weekly Report

第493日号  
平成31年2月18日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 医療費控除の対象になる費用は

### ◆控除の対象になる費用、ならない費用

◎市販の医薬品の購入費用……風邪などを治すために購入した市販の医薬品は対象となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のための費用は対象外です。

◎入院費用……入院の際の部屋代や食事代は対象となりますが、寝具や洗面具などの身の回りの品の購入費用は対象外です。また、病気などにより個室を使用する必要がある場合の差額ベッド代は対象ですが、本人や家族の都合で個室にした場合は対象外です。

◎通院費用……電車やバスなどの交通機関を利用した場合は対象となりますが、自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場の料金は対象外です。

◎予防接種の費用……病気の予防のための費用は対象外です。

◎健康診断等の費用……治療を行うためのものではないため対象外です。ただし、診断で発見された疾病を治療する場合は、治療費だけでなく健康診断等の費用も対象になります。

◎マッサージ代・はり代……治療のためのマッサージ代等は対象となりますが健康維持のための場合は対象外です。

◎保険適用外の地涌診療の費用……保険適用は関係なく、治療目的であれば対象となりますが、美容目的で行うものは対象外です。なお、健康保険組合等が発行する「医療費通知」には、保険適用外の費用などは記載されていないので、注意が必要です。

◎未払となっている医療費……対象となる医療費は、その年中に実際に払った金額に限られるため、未払の医療費は対象外です。

## 節税保険の税務上の取扱いを見直す方針

国税庁は、中小企業経営者を中心に節税目的での加入が増えている経営者向けの定期保険(いわゆる経営者保険)について、税務上の取り扱いを見直す旨を生保各社に通知しました。

同保険は、経営者の死亡時に保険金が支払われる生命保険ですが、支払った保険料の全額を損金算入でき、中途解約時の返戻率が高く設定されていることから、節税効果の高い商品として生保各社から販売されていました。国税庁は法人向け定期保険のうち、このような解約返戻率が高い商品における保険料の損金算入を制限する方針です。

具体的な取扱いは決まっていますが、今後パブリックコメントを経て決定される見通しです。

## 協会けんぽの31年度保険料率が決定

中小企業等が加入する協会けんぽの来年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定し、3月分(4月納付分)から適用されます。

健康保険料率は、都道府県ごとに料率が設定されていますが、来年度から改定されるのは40支部(引上げ22支部、引き下げ18支部)で、据え置きは7支部となります。

また、40歳～64歳までの方(介護保険第2号被保険者)が負担する。全国一律の介護保険料率は、1.73%(現行1.57%)に引き上げられます。